

○横須賀市敬老祝い事業要綱

平成11年4月1日

(総則)

第1条 長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者に対し、長寿を祝い、祝品を贈呈する事業については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に祝品を贈呈する。

- (1) 7月31日現在、本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市住民基本台帳に記載されている者
- (2) 8月31日現在存命で、かつ、祝品を贈呈する日の属する年の前年の国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する敬老の日から祝品を贈呈する日の属する年の翌年の3月31日までの間に88歳又は100歳に達している者

(贈呈方法)

第3条 祝品の贈呈は、郵送等により行う。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。